

働き方発展に期待

全会一致で法成立

労働者協同組合法の制定を目指してきた関係団体や、成立に尽力した国会議員らは四日、国会内で報告会を開き、法律に基づいた新しい働き方が広がることに期待感を示した。

(袖木まり) 〓 面参照

日本労働者協同組合連合会の永戸祐三名誉理事は「衆参両院の厚生労働委員会と本会議いずれも全会一致で可決された」と喜びをかみしめ、「今後は市民運動としても『協同労働』の新たな働き方を発展させていきたい」と語った。

法案作成に携わった自民党の後藤茂之衆院議員は「組合員それぞれの意見を反映して事業を行う。地域を支える大きな推進力になってほしい」と指摘。立憲民主党の大河原雅子衆院議員は「コロナ禍で世界中が痛んでいる中、これまでに違う働き方や生き方を示し、働くことにわくわくするような内容だ」と述べた。法案の取りまとめ役を務めた公明党の榎屋敬悟衆院

協同労働法の要旨

労働者協同組合法の要旨は次の通り。

【目的】
組合員が出資し、それぞれの意見を反映して事業が行われ、組合員自ら事業に従事することを基本原理とする組織に關し、設立、管理その他の事項を定める。多様な就労の機会創出を促進し、地域の多様な需要に応じた事業を促進する。

【労働者協同組合】
基本原理(①組合員が出資するの事業に組合員の意見が適切に反映される②組合員が

議員は本紙に「立法院で取り組みが始まって十二年。全会派一致で成立を見たことは感慨深い。今後は協同労働を応援する議員連盟を立ち上げ、政省令の策定などを見守っていきたい」と話した。

待ちに待った法制化

ワーカース・コレクティブネットワークジャパンの藤井恵里代表の話 私たちの働き方「協同労働」が社会的に位置付けられ、国民に認知される時が来ました。大勢の先人たちは制度がない中、約40年もの間、市民のニーズに応える事業を非営利で行い、生活課題を解決してきました。待ちに待った法制化です。採決の場面、全議員が起立し「本当に成立するんだ」と確信した瞬間、目頭が熱くなりました。地域おこしや仕事おこしに世代を超えて活用され、無数の多様な組合が全国に広がることをイメージすると心が躍ります。

仕組み活用を待望

日本労働者協同組合(ワーカースコープ)連合会の古村伸宏理事長の話 念願の労働者協同組合法が成立しました。この法制化に関わった全ての方々に深く感謝いたします。働く人の主体性と協同性を育み、みんなが個性を発揮する協同労働が社会的な仕組みとなります。コロナ禍の困難と地球環境の危機に直面する中であって、誇りと尊厳に満ちた協同労働が広がり、さまざまなつながりを取り戻し、持続可能で活力ある地域づくりの実現に資するように、広くこの仕組みが知られ生かされることを待望します。

組合の事業に従事する)を通じて、持続可能で活力ある地域社会の実現に資する目的のものでなければならぬ。
組合員と労働契約を締結しなければならぬ。
組合員の議決権及び選挙権は、出資口数にかかわらず平等。
営利を目的として事業を行うてはならない。
特定の政党のために利用してはならない。
労働者派遣事業を行うことができない。
組合の設立は準則主義(官庁の認可は不要)。三人以上の発起人を要する。
役員として理事三人以上及び監事一人以上を置く。

【その他】
法律は一部を除き、公布後二年以内に施行する。
施行の際、現存する企業組合またはNPO法人は、施行後二年以内に、総会の議決により組織を変更し、組合になることができる。

働きがい豊かさ、価値の中心に

協同労働に詳しい大阪市立大大学院経済学研究科の齋藤幸平准教授(三) 〓 写真、淡路久喜撮影 〓 は、本紙の取材に「労働者協同組合法の成立は企業や株主の意向に振り回される働き方から労働者を解放し、働きがいや豊かさを価値の中心に置いた働き方に変える契機になる」と指摘。「利潤を追求する資本主義に一石を投じることができ」とその意義を語った。



齋藤氏は「政治は有権者が対等に一票を持っているが、企業の中で労働者に一票はない。株主に意思決定権をばく奪されている」と強調。一方で協同労働は「労使関係を前提とせず、自分たちが組合に出資し、ルールを定め、何をどのようにに生産・販売するかを主体的に決めることができる」という利点があると説明した。

3面核心に一問一答 (石川智規)